

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令新旧対照条文
 ○道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正	現行
<p>（巻込防止装置等） 第十八条の二（略） 2～4（略）</p> <p>5 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び前部 潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動 車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものの前面には、 他の自動車が発生した場合に衝突した自動車の車体前部が潜り込むこと を有効に防止することができるとして、強度、形状等に関し告示で 定める基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。 ただし、前部潜り込み防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動 車が衝突した場合に衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止す ることができる構造を有するものとして告示で定める自動車にあつては 、この限りでない。</p> <p>6 前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわれないように、かつ、取付 位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けら れなければならない。</p> <p>（窓ガラス） 第二十九条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装備され 、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 道路交通法第六十三条第四項の標章 五～七（略）</p>	<p>（巻込防止装置等） 第十八条の二（略） 2～4（略）</p> <p>（窓ガラス） 第二十九条（略） 2・3（略）</p> <p>4 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装備され 、はり付けられ、塗装され、又は刻印されていてはならない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 道路交通法第五十一条第三項又は第六十三条第四項の標章 五～七（略）</p>